


# 一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

平成29年 8月16日

山北町議会議長 府川 輝夫 殿

受付番号	第 2 号	質問議員	12番	渡 辺 良 孝 
件 名	県下初の株式会社立学校設置事業への取り組みは			
要 旨				
<p>今年の5月22日、山北町に国の教育特区における学校設置会社による学校設置事業が認定された。</p> <p>開校するのは、株式会社山北学園が新設する、株式会社立の広域通信制（単位制）高等学校「鹿島山北高等学校」で、山北町私立学校審議会の審査を経て、9月1日（金）に開校し10月2日（月）に授業を始める予定になっている。</p> <p>この事業の経過については、申請をした矢先に株式会社立のウィッツ青山学園高等学校による修学支援金の不正受給事件をきっかけに、広域通信制高校の運営に様々な問題が指摘された。このようなことから文部科学省の同意、内閣府の認定が厳しくなったため、当町の申請には2か年をかけ、慎重に協議を進めてきたとの説明があった。町では根強く交渉を続け築き上げてきた画期的な事業であると期待するところである。</p> <p>しかし、今、国の「特区」の認定にあたっては、様々に取りざたされている。慎重に協議を進めてきた上での認定とのことであるが、広域通信制（単位制）高等学校の運営は県下でも1校目である。そして、当町にとっては学校設置事業による初めての学校認可であることから、次について質問をする。</p> <p>1. 新たに「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」が策定され、一部改正された構造改革特別区域基本方針が示された。</p> <p>町の申請において</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 初年度の学校運営にかかる経常経費</li><li>② 通信制高等学校の運営指導監督を実施する町組織の整備</li><li>③ 学校経営が破綻した場合のセーフティネットの整備と、その経費の3点が指摘されてきたが、認定されるに至ったその対応はどうか。</li></ol>				

2. 教育特区の概要として内閣府のホームページでは、教育事業の実施を通じて、交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげるため、特区内で行なう面接指導を通じて、地域の実情に応じた自然体験（農林業）、就業体験（商業）、ボランティア活動（福祉産業）等の実習授業を積極的に取り入れるとある。このような実習授業内容からみると、地元三保地域はもとより、町内に及ぶ事業者との連携が必要と思うが、その連携体制はどうか。また、町に及ぼす経済的、社会的効果はどうか。